

役員報酬規程

制定 2021年7月7日

理 事 会

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会（以下「本法人」という。）定款第18条に規定に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本法人が報酬を支払うことができる役員は定款第13条に定める理事および監事とする。

(報酬)

第3条 本法人の役員は、原則として無報酬とする。ただし、本法人に一定以上の勤務を定期的に担う役員（以下「常務役員」という。）に対しては、報酬を支給することができる。

(日当)

第4条 前条の規定に拘わらず、役員（常務役員を除く）が役員としての職務を除く次の用務に従事したときは、次のとおり日当を支給することができる。この日当には交通費を含めるものとする。

(1) 本法人が主催となり開催する講演会等の講師を担ったとき

…1出講あたり 3,000円

(2) 他団体が主催する講演会等に登壇し講義を行ったとき

…1出講あたり 6,000円

(3) 本法人の業務遂行のため事務若しくは打ち合わせその他業務に従事したとき

…1日あたり 2,000円

2 日当の支給を希望する者（以下「用務従事者」という。）は、用務予定日の7日前までに代表へ申告し、業務命令書の交付を受けなければならない。また、用務従事者は業務完了後、業務報告書および添付書類について、用務日から5日以内に代表に提出し、その報告をしなければならない。

3 代表は業務命令書の交付または業務報告書の受理にあたっては、事務局長と速やかに協議し、その処理をしなければならない。

4 日当の支払いは源泉所得税等を控除し、本人が指定する金融機関の本人名義の口

座への振り込みもしくは、直接現金での取り扱いによって支払う。

(出張旅費)

第5条 役員が法人の業務のため出張する場合は、国内出張旅費規程に準じて日当及び旅費等を支給する。

2 前条の規定により日当を支給する役員に対して、出張旅費は原則として支給しない。

(役員報酬の決定方法)

第6条 本法人が常務役員に対して支払う役員報酬は、労務の対価として支払うこととし、別表1の年俸額を支給することとする。

2 役職その他に応じて、別表2の手当を付与することができる。

(計算期間ならびに支給日)

第7条 役員報酬の支払いは、別表1に定める年俸額を12で割り、その1を毎月支払う。その計算期間は、毎月1日より起算し、毎月月末に締め切る。

2 当月20日に本人が指定する金融機関の本人名義の口座へ振り込んで支払う。ただし、支払日が休日の場合は、その前日とする。

3 新たに常務役員に就任した者には、年俸額を12でわり、当該年度の残月数で乗じて年俸額を設定する。

4 常務役員等が死亡等によって退任した場合は、本条第1項の規定に関わらずその月まで報酬を支給する。

(控除金)

第8条 月額報酬からは、源泉所得税、住民税、社会保険料等を控除するものとする。

(本法人職員給与との併給)

第9条 本法人の職員を兼ね、職員給与を受給している者は常務役員に該当する場合であっても、役員報酬の支払いは行わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は事務局会議で別に定める

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、代表がこれを行う。

附則

1. この規程は2021年7月7日より即日施行し、第5条については2021年4月1日にさかのぼって適用するものとする。なお、さかのぼって適用する事案に限り、施行日より30日間の特例猶予を設け、事務的手続き等の対応をすることとする。

別表 1

週平均の従事見込時間	年俸額
3 5 時間	5,200,000 円
2 8 時間	4,160,000 円
2 1 時間	3,120,000 円
1 4 時間	2,080,000 円
ただし、職員としての立場を有する役員は、就業規則等を優先とする。	

※計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げとする。

別表 2

週平均の従事時間	手当支給額（月額）
定款に定める常務理事の役務を担う場合	月額 20,000 円
その他	正職員就業規則その他に準ずる